

潟上市郷土文化保存伝習館（石川翁資料館）指定管理者募集要項

1. 趣旨

潟上市郷土文化保存伝習館（石川翁資料館）に関し、地方自治法第244条の2第3項、潟上市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条、潟上市郷土文化保存伝習館（石川翁資料館）設置条例第9条の規定に基づき、施設の一体的な管理及び運営に関する業務を行う指定管理者の募集について定めるものとする。

2. 施設内容

名 称	所在地	面積（㎡）
潟上市郷土文化保存伝習館 （石川翁資料館）	昭和豊川山田字家の上 64 番地	建物 1,183.0 敷地 1,356.7

3. 管理業務等

「潟上市郷土文化保存伝習館（石川翁資料館）指定管理業務仕様書」による。

4. 応募者の資格等

（1）法人その他の団体であること。

（2）次に掲げる要件に該当しないものであること。

①地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、市が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する団体（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

③地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

④現に市の指名停止措置を受けている団体

⑤破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体

⑥市税並びに法人税、消費税及び地方消費税等を滞納している団体

⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体

5. 選定の方法及び基準

(1) 選定方法

市が設置する選定委員会の意見を聴取した上、市長が決定する。

(2) 選定基準

候補者の選定に当たっては、潟上市公の施設の指定管理者候補者決定基準に照らして、申請団体の審査を行う。申請団体は令和8年10月中旬開催予定の潟上市指定管理者選定委員会に出席し、提出済みの事業計画書等に関する質疑応答に対応すること。申請団体の委員会への出席者は3人以内とする。

(3) 選定の流れ

①審査結果

候補者の選定は令和8年10月中に行い、申請者に対して書面で通知する。

②市議会の議決及び指定管理者の指定

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会に指定管理者候補者を指定管理者とする旨の議決を付議し、議決を受けた上で、正式に指定管理者として指定する。

ただし、市議会の議決を経るまでの間に、指定管理者候補者が本要項に定める事項に反するなど、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがある。

③協定の締結

市と指定管理者は管理運営に関する協定書（業務仕様書を含む。）を取り交わすものとする。協定は、「基本協定」と「年度協定」の2つの協定書を締結する。

6. 申請（応募）手続き等

(1) 提出書類

潟上市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第129号）第2条に定める書類を提出すること。また、市が必要を認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

①指定管理者指定申請書（様式第1号）

②定款又は組織規約

③役員名簿

④法人にあつては当該法人の登記簿謄本の写し

⑤事業計画書（様式第2号）

⑥収支予算書（様式第3号）

⑦直近3年間の事業実績報告書

⑧その他市長又は教育委員会が必要と認める書類

(2) 提出方法

持参又は郵送（宅配便等を含む）

郵送・宅配便等の場合は受付期間内に到着したものに限り受け付ける。

(3) 受付期間

令和8年8月3日（月）から9月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間は除く。）

(4) 提出先

潟上市天王字棒沼台 226 番地 1

潟上市教育委員会文化スポーツ課

電 話 018-853-5363

F A X 018-853-5277

(5) 質問及び回答

募集要項についての質問及び回答は、次により行うこととする。

①受付期間

令和8年8月3日（月）から8月27日（木）

②受付方法

質問票（任意様式）に記載の上、潟上市教育委員会文化スポーツ課にF A X又は電子メールで送付すること。

F A X 018-853-5277

電子メール shougaigakushuu@city.katagami.lg.jp

③回答方法

質問及び回答は市ホームページで随時公表する。

質問及び回答に係る市ホームページの最終更新は、9月3日（木）までに行うものとする。

7. 申請にあたっての留意事項

(1) 申請にかかる費用は、すべて申請者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 複数の団体での共同による申請の場合は、その団体の名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

(4) 管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせる事業計画内容の申請はできない。

(5) 必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

8. 選定対象の除外

申請者が次の要件に該当する場合は選定対象から除外するものとする。

(1) 提出書類に虚偽又は不正があった場合

(2) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合

(3) その他不正な行為があった場合

9. 指定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とする。なお、指定期間は市議会の議決を経て決定される。また、指定期間中に管理を継続することが妥当でないと認められるときは、指定管理の指定を取り消すことがある。

10. 指定管理に係る経費

管理運営に係る経費は、指定管理料、利用料金、販売手数料、その他の収入をもって充てるものとする。なお指定管理料は潟上市郷土文化保存伝習館の維持管理に係る経費の中から、毎年度予算の範囲内で定めるものとする。また、利用料金は条例に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めることとし、指定管理者の収入とする。

11. スケジュール

(1) 申請の受付開始	令和8年8月3日(月)
(2) 募集要項・仕様書の配布開始	令和8年8月3日(月)
(3) 質問受付開始	令和8年8月3日(月)
(4) 質問受付締切	令和8年8月27日(木)
(5) 質問に対する回答公表	令和8年9月3日(木)
(6) 申請の受付締切	令和8年9月25日(金)
(7) 選定委員会の開催	令和8年10月中旬
(8) 審査結果の通知(候補者の決定)	令和8年10月中旬
(9) 指定管理者の議決(指定の通知)	令和8年12月市議会
(10) 協定内容の協議	令和9年1月から
(11) 準備期間(事務引継)	令和9年1月から 3月31日(水)まで
(12) 基本協定の締結	令和9年3月上旬
(13) 年度協定の締結	令和9年3月下旬
(14) 指定管理業務開始	令和9年4月1日

12. その他の事項

この要項に定めるもののほか、指定管理の業務に関する事項は、潟上市郷土文化保存伝習館指定管理業務仕様書による。